

(別紙)

係留検査受検上の留意事項

係留検査を受検する上で遵守すべき事項は、次のとおりとする。ただし、身体に危険が及ぶおそれがある場合は、この限りではない。

1 係留動物の健康等のリスクに関する留意事項

係留期間中は、次のリスクがあることをあらかじめ十分認識すること。

- (1) 輸送によるストレス、給餌する飼料、畜舎、気候等の環境変化により、係留期間中の動物の体調に変調を来す場合があること。
- (2) 動物の移動、搬出入、採血及びこれらに伴う保定作業、日常の飼養管理において突発的に発生する事故等のやむを得ない事情により、動物が負傷、場合によっては死亡する場合があること。
- (3) 係留期間中に監視伝染病の摘発があった場合、係留延長、殺処分等の措置がとられる場合があること。

2 検疫区域への出入りに関する留意事項

- (1) 動物検疫所へ出入りする関係者に対し、本「係留検査受検上の留意事項」を周知徹底させること。
- (2) 検疫区域へ出入りできる時間は、動物検疫所の執務時間内（8:30～17:15）とする。出入りする場合は、事前に動物検疫所に備え付けの検疫区域内出入記録簿に所要事項を記載して家畜防疫官の許可を受けること。
なお、やむを得ない理由により執務時間外に出入りする場合もこれに準ずる。
- (3) 検疫区域内に入場する際は、その都度、所定の場所で専用の衣服に更衣し、専用の長靴に履き替え、手指及び長靴の消毒を行うこと。また、検疫区域から退場する際は、手指の消毒を行うこと。
なお、動物管理人及び係留動物（うさぎ及び蜜蜂は除く。）に接触した者は、入浴後に検疫区域を退場すること。
- (4) 検疫区域に車両を出入りさせる場合は、その都度、車両消毒装置で消毒すること。車両の運転者は検疫区域内で降車しないこと。やむを得ず降車する場合は、上記（3）に準じた措置を講じること。
動物の輸送車両については、動物の取卸し終了後は、車両内に残った敷料や排せつ物を取り除き、洗浄及び消毒を行った上で検疫区域内から退場させること。
- (5) 係留動物を収容した畜舎の出入口に手指消毒器及び踏込消毒槽を設置し、畜舎への出入りの際は手指及び長靴の消毒を実施するとともに、清潔な作業着及び長靴を準備し、作業に当たっては必ず更衣すること。消毒液は適時交換し、衣服又は長靴に排せつ物、汚物等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。
- (6) 動物の輸入検疫要領の別記様式第3号（係留検査に係る届出・誓約書）及び別記様式第4号（動物管理人についての届出・誓約書）により届出をした者以外の者を検疫区域内に入れないこと。

- (7) 他のロットの動物が収容されている畜舎及びその周辺に立ち入らないこと。
- (8) 動物の輸送車両の搬出入においては、事故等のないよう細心の注意を払うこととともに、家畜防疫官の指示に従うこと。

3 動物管理人に関する留意事項

- (1) 動物管理人は、動物の飼養管理に関する知識及び経験を有するとともに、本「係留検査受検上の留意事項」を遵守できると認められる者で、家畜防疫官の指示に従うことのできる者としてすること。

また、動物管理人は、原則として動物の飼養管理の従事前一週間は、飼養管理する同種動物との接触がなく、海外から入国又は帰国していないこと。やむを得ずこれらに抵触する者が動物の飼養管理を行う場合は、事前に家畜防疫官に報告し、指示を受け、これに従うこと。

- (2) 動物管理人は、動物による負傷に十分注意を払うこと。
- (3) 動物管理人が複数の場合は、家畜防疫官の指示事項の伝達及びその励行を徹底させるため、輸入者は動物管理人の中から責任者を指名してこれに当たらせること。
- (4) 動物管理人が動物検疫所内に宿泊する場合は、あらかじめ動物検疫所庁舎等管理規則で定める必要な手続を完了させること。
- (5) 外来者との面談、物品の接受等については、家畜防疫官の指定した場所で行うこと。

4 係留動物の飼養管理に関する留意事項

- (1) 動物管理人は、常に係留動物の健康状態に細心の注意を払い、所定の飼養管理日誌に係留動物の健康状態、作業内容等必要事項を毎日記録するとともに、異常を認めた場合は、速やかに家畜防疫官にその旨を連絡すること。
- (2) 動物管理人は、朝夕2回、給餌前に係留動物の体温を測定し（家きん、種卵、うさぎ及び蜜蜂についてはその限りではない。）、体温表に記録すること。
- (3) 種卵については、動物管理人は定期的に検卵し、大量の死ごもり卵が発生する等の異常を認めた場合は、速やかに家畜防疫官にその旨を連絡すること。
- (4) 家畜防疫官の許可なく投薬・ワクチン接種等の治療・予防行為（餌に薬物を混ぜる等を含む。）や検査（健康状態を把握するための観察は含まない）を行わないこと。
- (5) 糞、汚物の搬出は、家畜防疫官の指示及び許可の下行うこととし、これを所定の場所で処理すること。
- (6) 係留動物の健康に悪影響を及ぼすような管理方法で係留動物を飼養しないこと。
- (7) 係留期間中及び仕向地への輸送に使用する飼料、敷料、飼養管理器具等は、新品又は衛生的なものを使用すること。やむを得ず他の畜産関連施設等で使用し、又は使用したおそれのある飼養管理器具等を検疫区域内に持ち込む場合は、事前に家畜防疫官に連絡し、洗浄・消毒を行うこと。

また、係留動物の飼養管理及び動物管理人の日常生活に必要な物品、過去4か月以内（家きん及び馬の場合は2か月以内）に海外で使用した衣服及び靴を検疫区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に家畜防疫官に連絡し、

洗淨、消毒その他の措置を講ずること。

(8) 係留期間中、飼料、敷料等に使用する稲わら等は、病原体に汚染されている疑いがないものを使用する観点より、原則として、以下のいずれかであること

ア 国産の稲わら等を使用する場合

家畜伝染病の病原体が野生動物に感染したことが確認され、当該疾病の家畜での発生リスクが高まっていると判断した場合に農林水産省告示で示す地域（大臣指定地域）及び家畜伝染病予防法第 32 条の規定に基づく家畜等の移動が制限された区域以外の由来であり、かつ、清潔に保管及び流通している製品であること。

イ 輸入の稲わら等を使用する場合

家畜伝染病予防法施行規則第 43 条の表の地域以外の地域由来であること。

(9) 輸入者等が飼養管理のために必要な資材を持ち込む際には、事前に動物検疫所に確認をとること。また、資材の持込み時には家畜防疫官から当該品の確認を受けること。

(10) 死亡した蜜蜂は動物検疫所から持ち出さず、検疫日ごとに死亡個体をビニール袋等に入れ、家畜防疫官に渡すこと。

(11) 蜜蜂の飼養管理は、原則、家畜防疫官の立会いの下行うこと。なお、家畜防疫官不在時は、輸入者等の作業の様子が把握できるよう、動物検疫所が録画することがある。

5 係留施設の維持、管理に関する留意事項

(1) 火災予防に十分注意し、喫煙及び火気の使用は所定の場所で行い、構内歩行中及び畜舎（居住区を除く）では喫煙しないこと。

(2) 係留施設に収容する動物の飼養管理に関わる資材（消毒薬等）及び動物管理人の生活用品等については、輸入者が準備して管理すること。また、係留施設で使用した電気及び水道等の光熱水料は輸入者が負担すること。

(3) ガス、ストーブ、電熱器及び動物保温用器具等の火器や特殊用具を使用する場合は、あらかじめ、庁舎責任者の許可を受けた上で十分注意して使用すること。

(4) 畜舎及び飼養管理に使用する器具等の清掃（必要に応じて消毒）、汚物、汚水の処理を適切に行い、常に清潔に保つこと。

(5) 係留検査終了後、輸入者は係留施設の清掃、洗淨、消毒を実施すること。

(6) 節電、節水に努めること。

(7) 衛生害虫（ハエ、カ、アブ等）及び悪臭の発生防止について、十分な対策を講じること。

6 その他の留意事項

(1) 国内において家畜伝染病予防法第 32 条の規定に基づく家畜等の移動制限が実施された場合、原則として次のとおりとする。

ア 動物管理人、到着港（空港）での取卸し作業、輸送車両の運転者（助手を含む）は、移動制限区域で移動制限の対象動物種の動物を飼養する者以外の者とする。

イ 検疫区域に出入りする車両及び係留検査を受ける動物の輸送車両は、検疫区域の出入り又は動物の輸送の直前一週間は、移動制限区域内で移動制限の対象動物種の

動物及び関連物資を積載しなかったものとする。

(2) 執務時間外の緊急連絡先は、あらかじめ担当家畜防疫官が通知した連絡先とする。